



男女共同参画センター非設置の自治体を対象とした 実態調査結果について

令和6年5月9日
内閣府男女共同参画局

概 要

【目的】

男女共同参画センターの業務及び運営に関するガイドラインの内容の検討にいかすことを目的として実施。

【調査時期】

令和5年12月22日（金）～令和6年1月31日（水）

【調査対象】

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査（令和5年度）」（内閣府男女共同参画局調査）において、「男女共同参画・女性のための総合的な施設」が「無」と回答している地方公共団体（男女共同参画センターを設置していない地方公共団体）

2県、1,446市区町村 合計 1,448地方公共団体

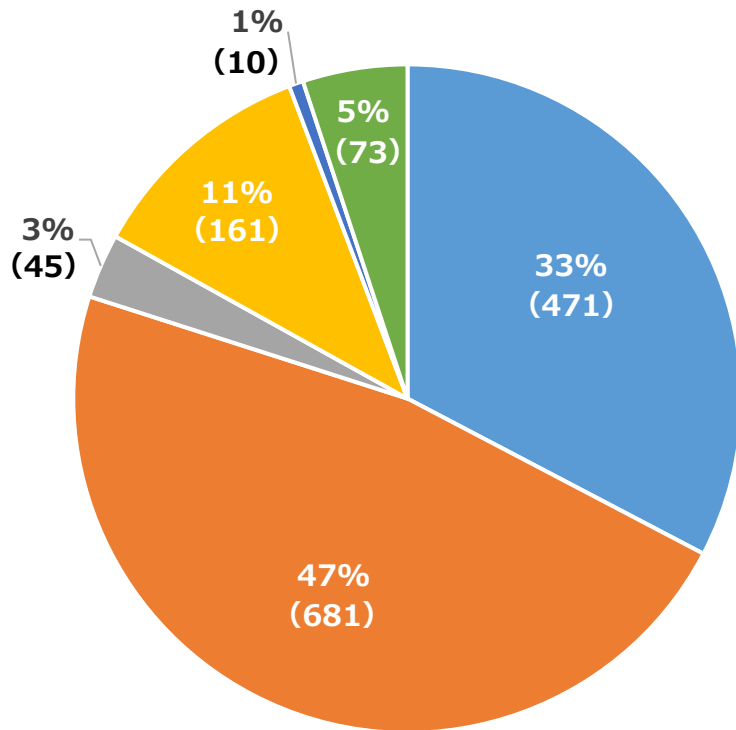
【回答数】

総回答数：1,441地方公共団体（回答率：99.5%）

これまで男女共同参画センターを設置してこなかった理由

○これまで男女共同参画センターを設置してこなかった理由については、男女共同参画施策に割り当てられる予算・人員が少なかったから（約5割）、設置の必要性を感じないため（約3割）との回答が多い。

[単位：地方公共団体数]



- 1. 設置の必要性を感じないため
- 2. 男女共同参画施策に割り当てられる予算・人員が不足しているため
- 3. 男女共同参画センターを運営する施設が確保できないため
- 4. 男女共同参画センターを直営することが難しく、委託又は指定管理により運営する団体も見つからないため
- 5. 過去に男女共同参画センターを設置していたことがあるが、廃止したため
- 6. その他

【「6. その他」の主な理由】

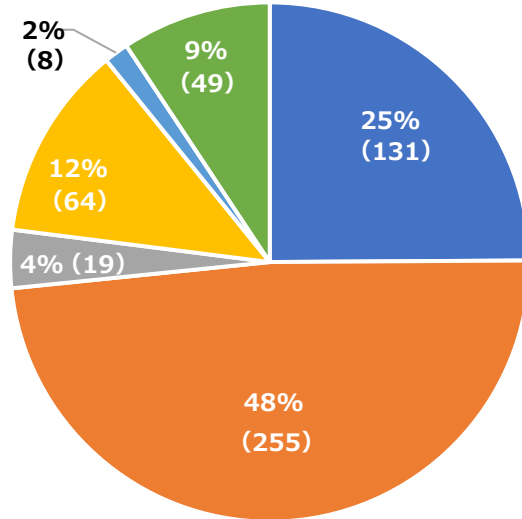
- ・都道府県の男女共同参画センターと連携し、事業を実施しているため。
- ・男女共同参画主管課において、各種事業を実施しており、現体制で対応可能であるため。
- ・公民館等の既存の施設において、男女共同参画施策の推進に関する事業を実施しているため
- ・男女共同参画センターの設置を検討する機会や設置に関する要望がなかったため。

これまで男女共同参画センターを設置してこなかった理由（市、町村）

○町村においては、設置の必要性を感じないとの回答が約4割であるが、予算・人員の不足を理由に挙げるセンターが最も多く、約半数を占める。

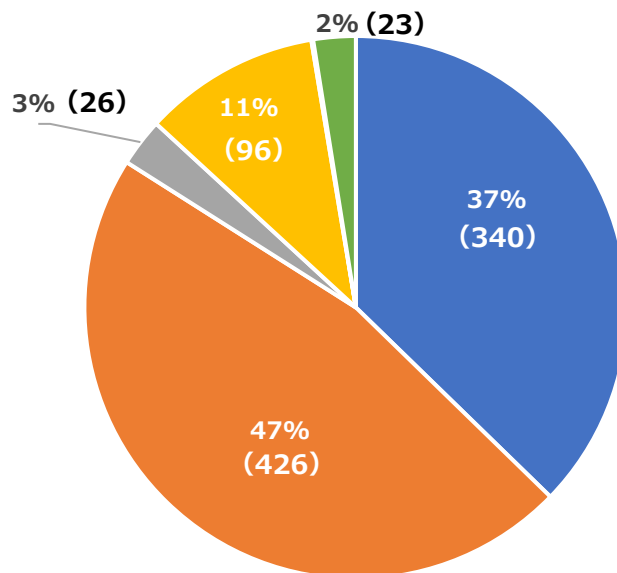
市

[単位：地方公共団体数]



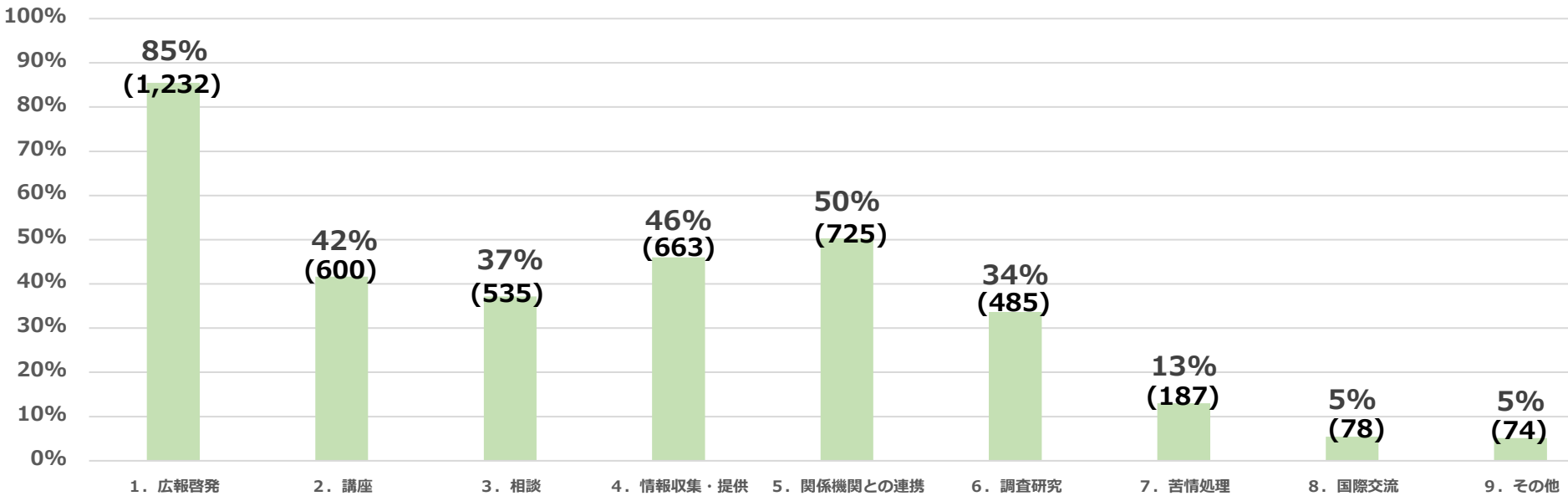
- 1. 設置の必要性を感じないため
- 2. 男女共同参画施策に割り当てられる予算・人員が不足しているため
- 3. 男女共同参画センターを運営する施設が確保できないため
- 4. 男女共同参画センターを直営することが難しく、委託又は指定管理により運営する団体も見つからないため
- 5. 過去に男女共同参画センターを設置していたことがあるが、廃止したため
- 6. その他

町村



地方公共団体の男女共同参画主管課が行っている事業

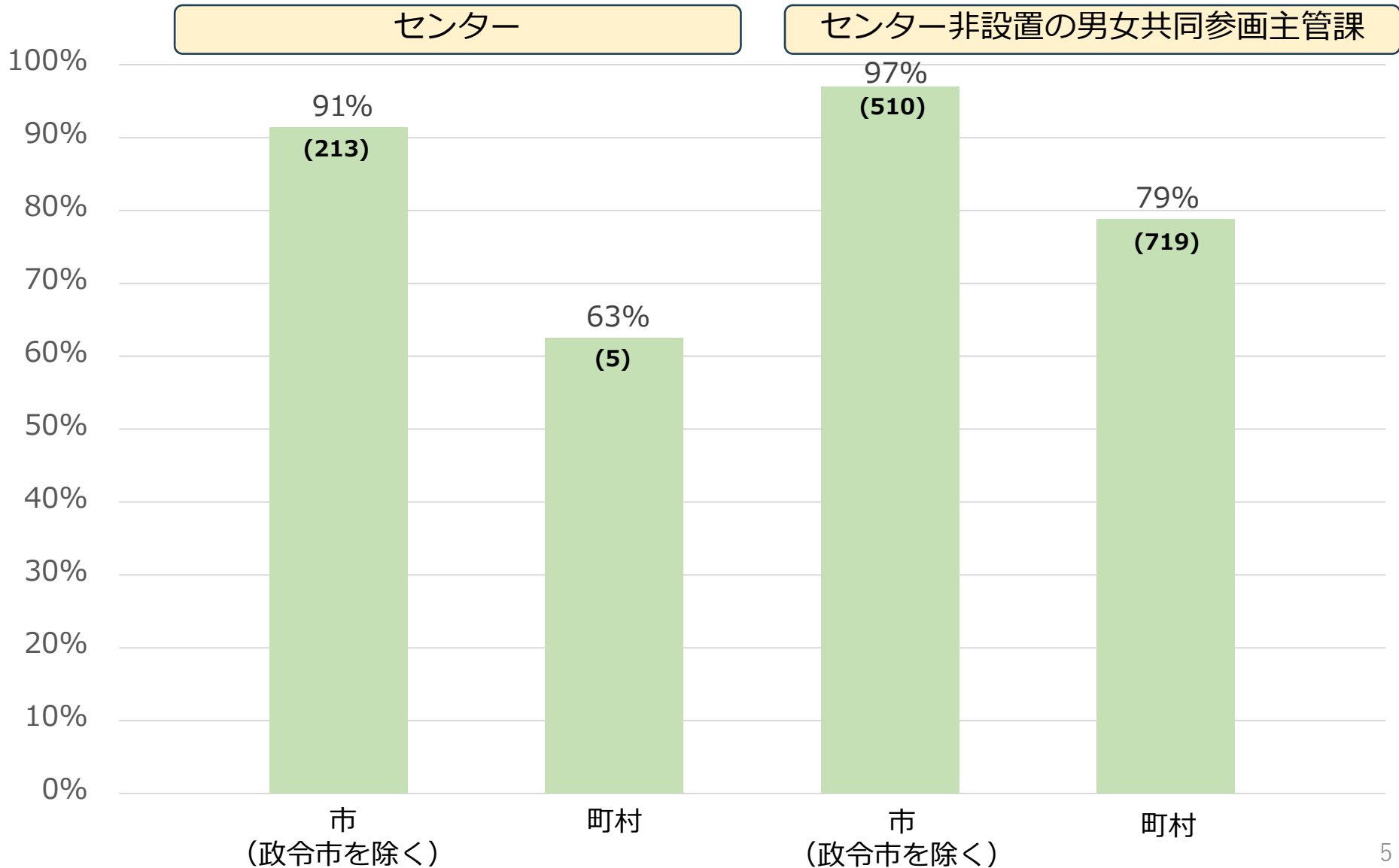
○センター非設置の地方公共団体の男女共同参画主管課においても、センターと同様に、広報啓発、講座、相談、情報収集・提供、関係機関との連携及び調査研究事業等が実施されている。



事業項目	各事業の具体例
1. 広報啓発	フォーラム、シンポジウム、講演会の開催、広報誌、パンフレット又はポスター等の発行その他の男女共同参画等に関する住民の理解を深めるためのもの。
2. 講座	教養・知識等を身につけるための講座の開催、技術・資格の取得を行うもの。
3. 相談	男女間暴力、子育て、健康など様々な事柄について窓口を設けて相談の受付を行っているもの。
4. 情報収集・提供 (図書室機能を含む)	男女共同参画等に関する書籍、資料、情報を収集し、図書館、資料室やインターネット等を通じて情報提供を行っているもの（他機関が作成した資料等を提供することや、来訪者等の求めに応じて情報を提供するものは、広報啓発ではなく、「情報収集・提供」に該当します）。
5. 関係機関との連携 (登録団体による施設の利用を含む)	男女共同参画に関する取組を進める上で行う他の関係施策に係る機関（福祉、教育、商工、防災等）との連携、近隣の男女共同参画センターとの情報交換や事業の実施に際する連携、企業等における女性の登用拡大や仕事と家庭の両立等の課題に取り組む上で行う地域の経済団体及び企業等との連携、固定的な性別役割分担意識の解消等に当たって行う教育委員会及び学校等との連携、男女共同参画社会の形成に取り組む団体との連携に関するもの。
6. 調査研究	男女共同参画に関する意識調査、他地域の男女共同参画に関する事例研究その他の男女共同参画に関する調査研究を直接又は委託して実施するもの。
7. 苦情処理	行政の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済を目的に、苦情処理委員会や専用窓口など特別な体制をもって処理に当たっているもの。
8. 国際交流	海外からの女性グループ等の招聘、海外の姉妹都市等の交流イベント等その他国際的な相互協力の下での円滑な男女共同参画社会の形成の促進を図ろうとするもの。
9. その他	上記に該当しないもの。

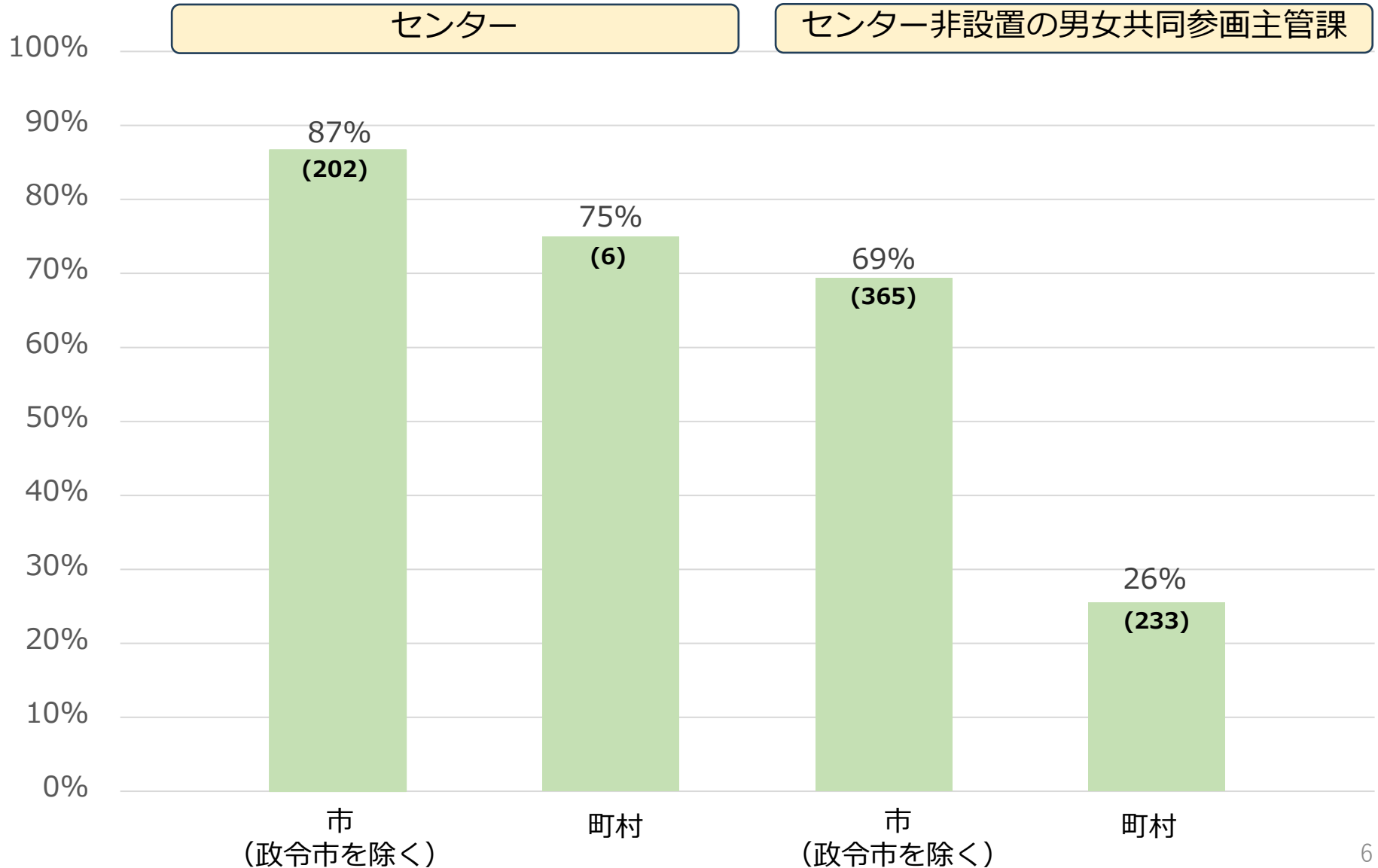
センターとの事業実施割合の比較（広報啓発）

○広報啓発については、センターと比較しても、センター非設置の地方公共団体の男女共同参画主管課における実施割合が高い。



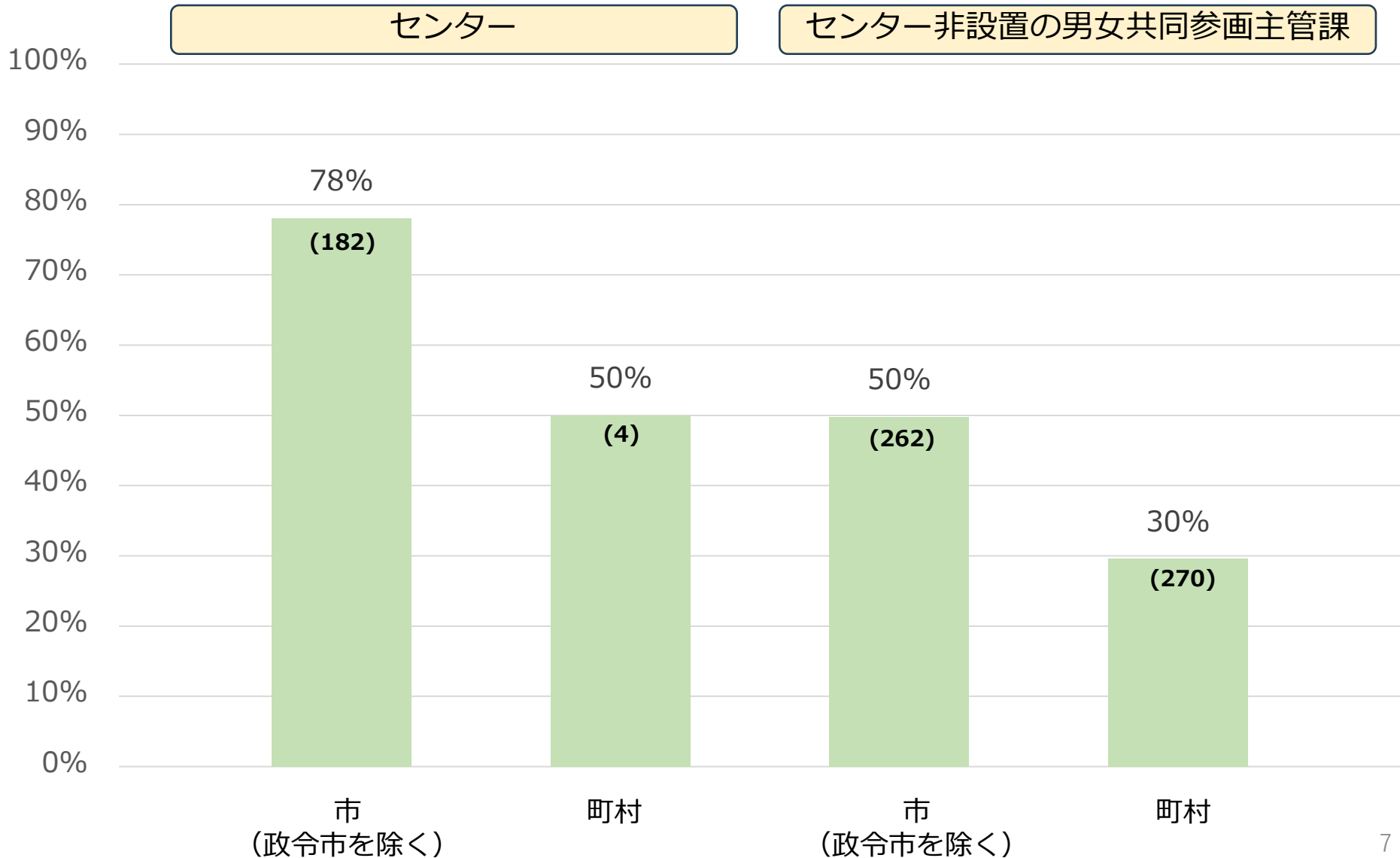
センターとの事業実施割合の比較（講座）

○講座については、センター非設置の地方公共団体の男女共同参画主管課は、センターと比較して実施割合が低くなっている。



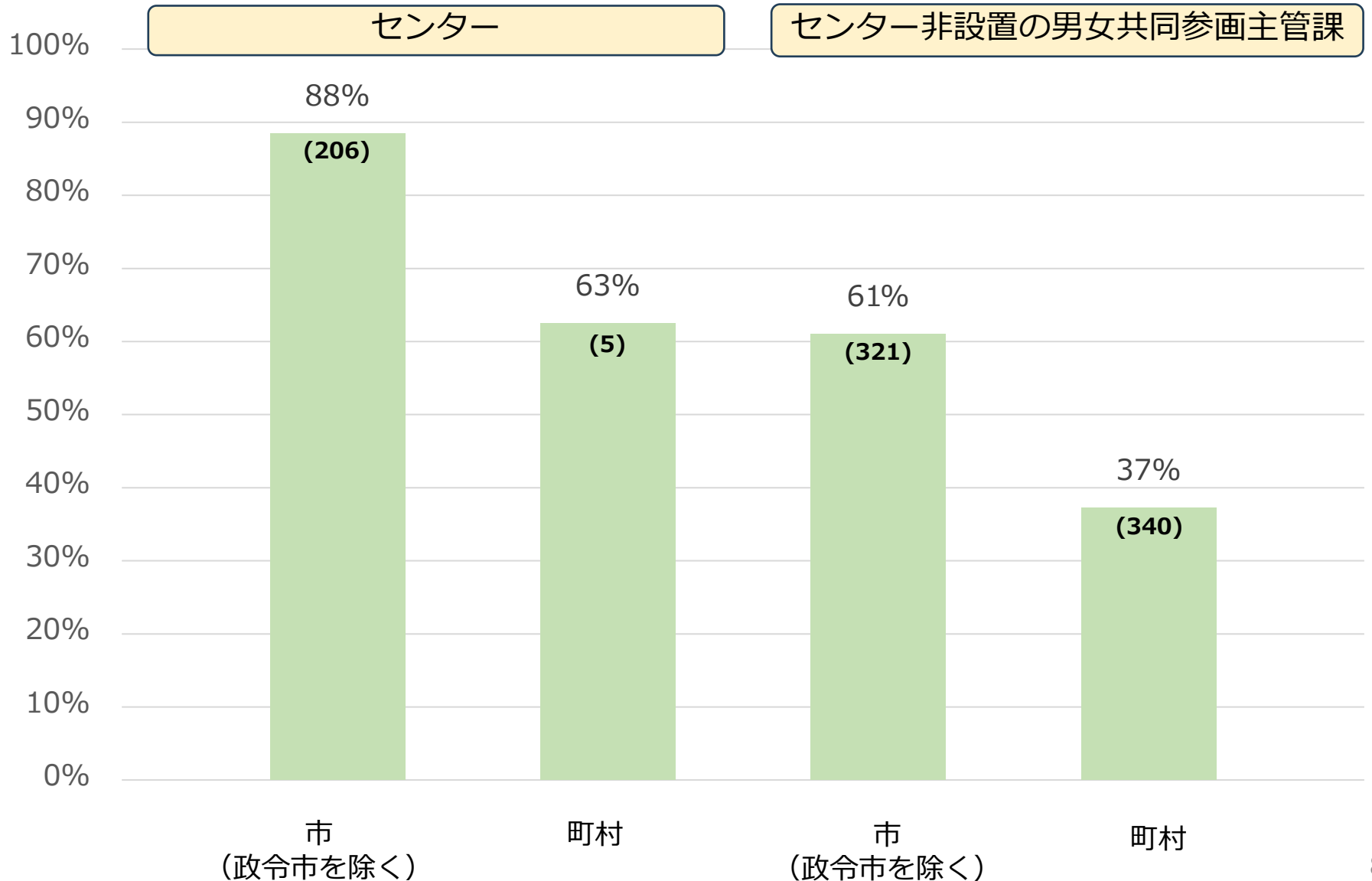
センターとの事業実施割合の比較（相談）

○相談については、センター非設置の地方公共団体の男女共同参画主管課は、センターと比較して実施割合が低くなっている。



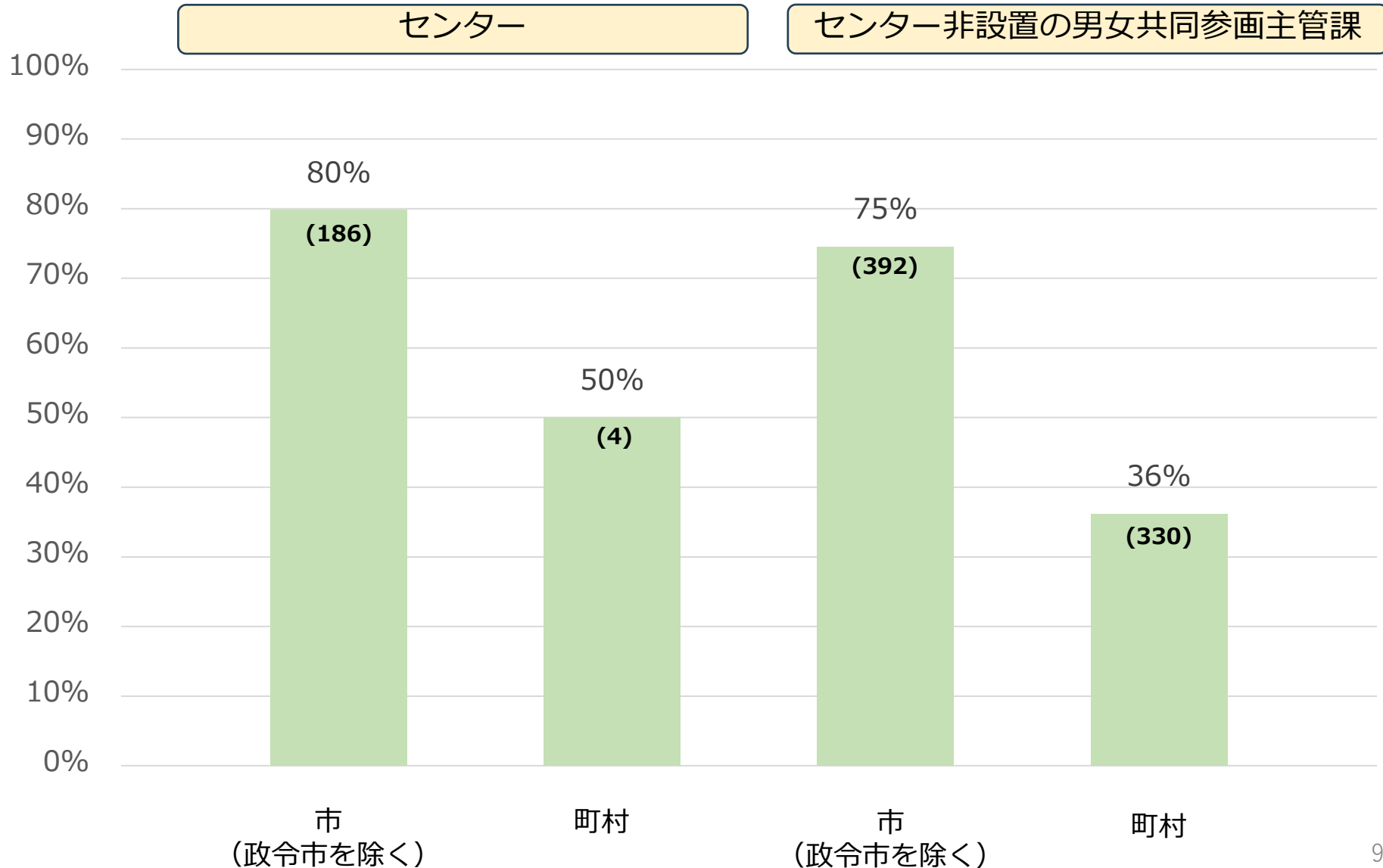
センターとの事業実施割合の比較（情報収集・提供）

○情報収集・提供については、センター非設置の地方公共団体の男女共同参画主管課は、センターと比較して実施割合が低くなっている。



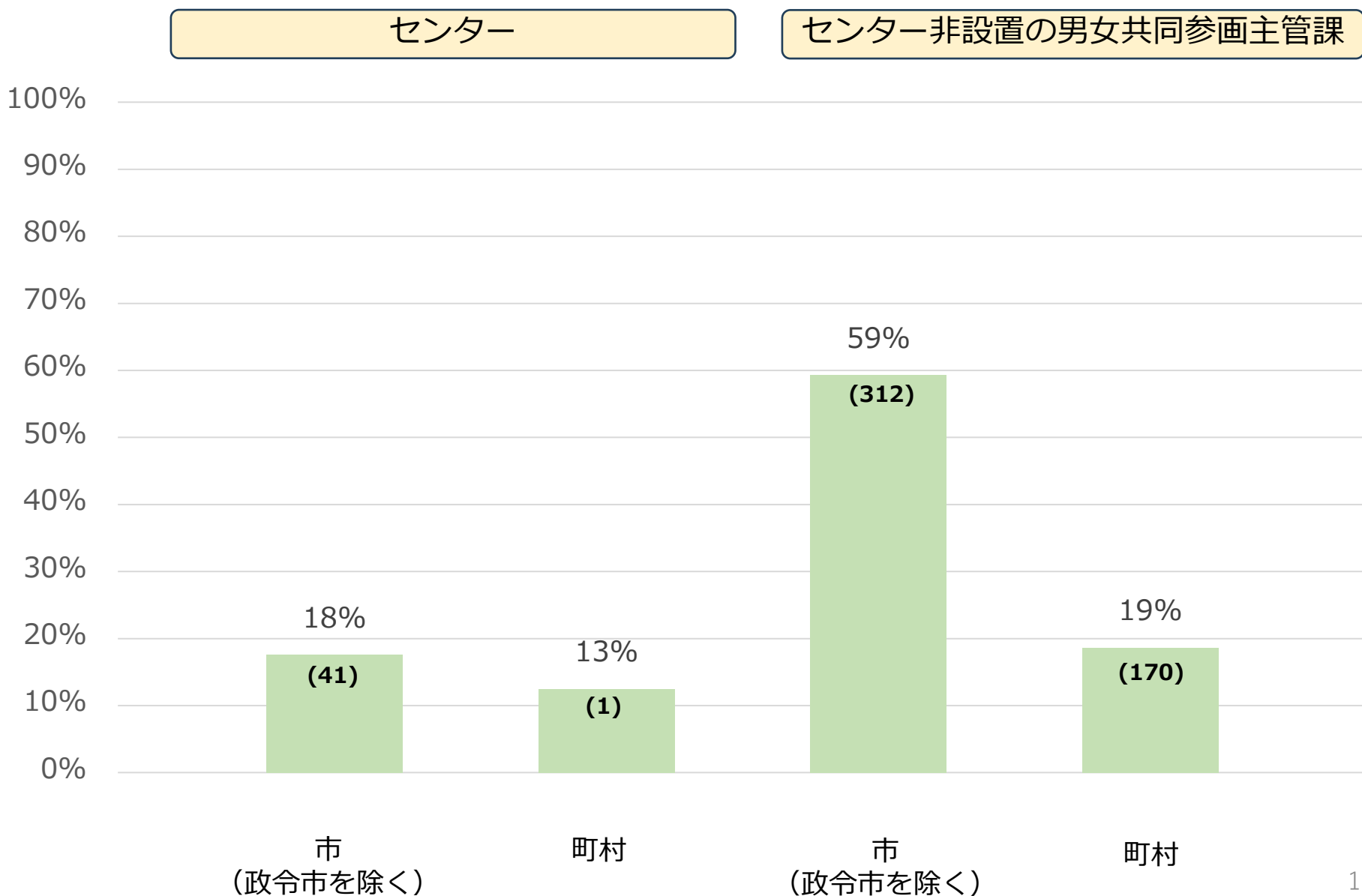
センターとの事業実施割合の比較（関係機関との連携）

○関係機関との連携については、センター非設置の地方公共団体の男女共同参画主管課は、センターと比較して実施割合が低くなっている。



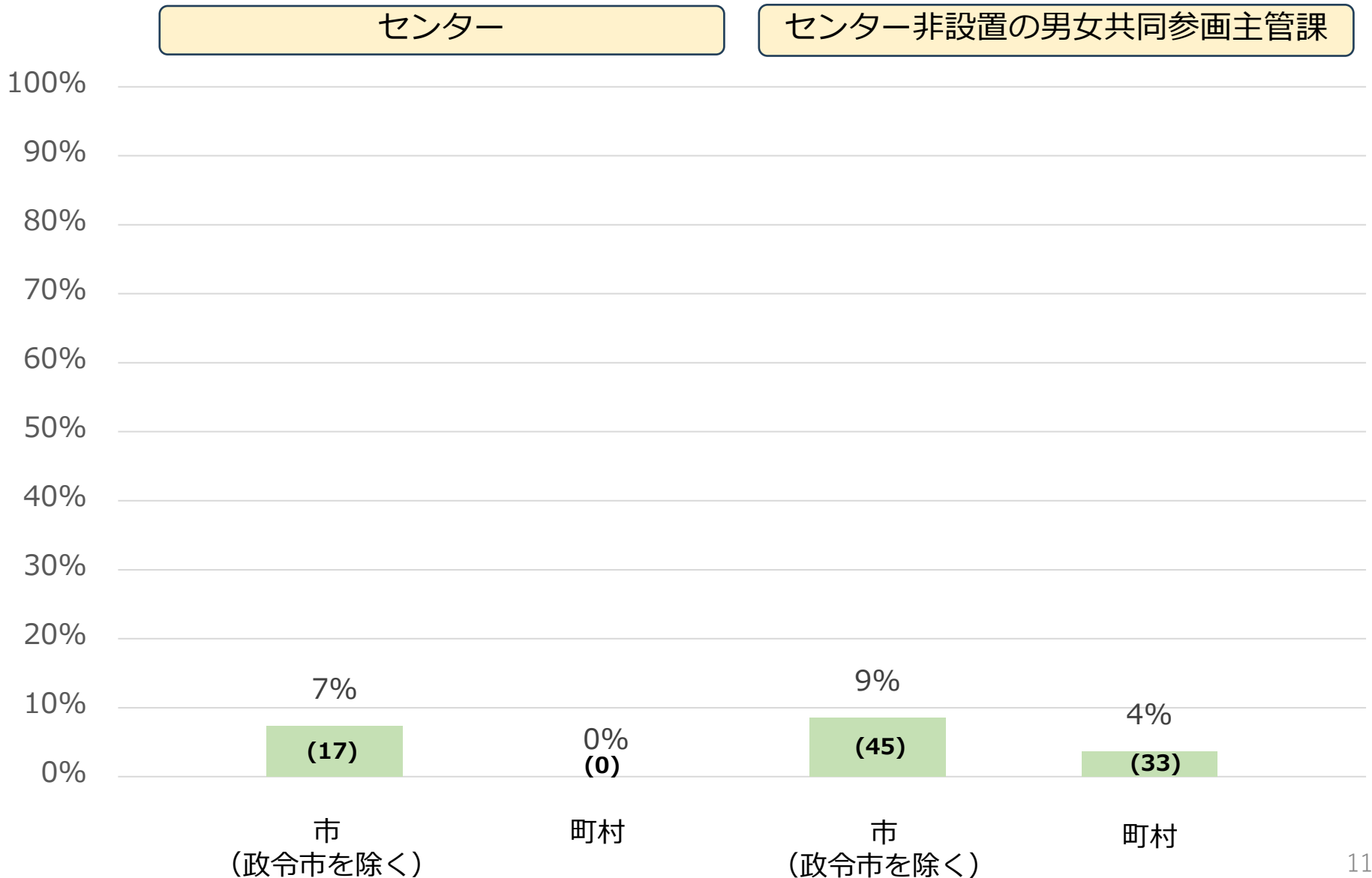
センターとの事業実施割合の比較（調査研究）

○調査研究については、センター非設置の市の男女共同参画主管課はセンターと比較して実施割合が高い。



センターとの事業実施割合の比較（国際交流）

○国際交流については、センター非設置の男女共同参画主管課は、センターと比較してやや実施割合が高い。

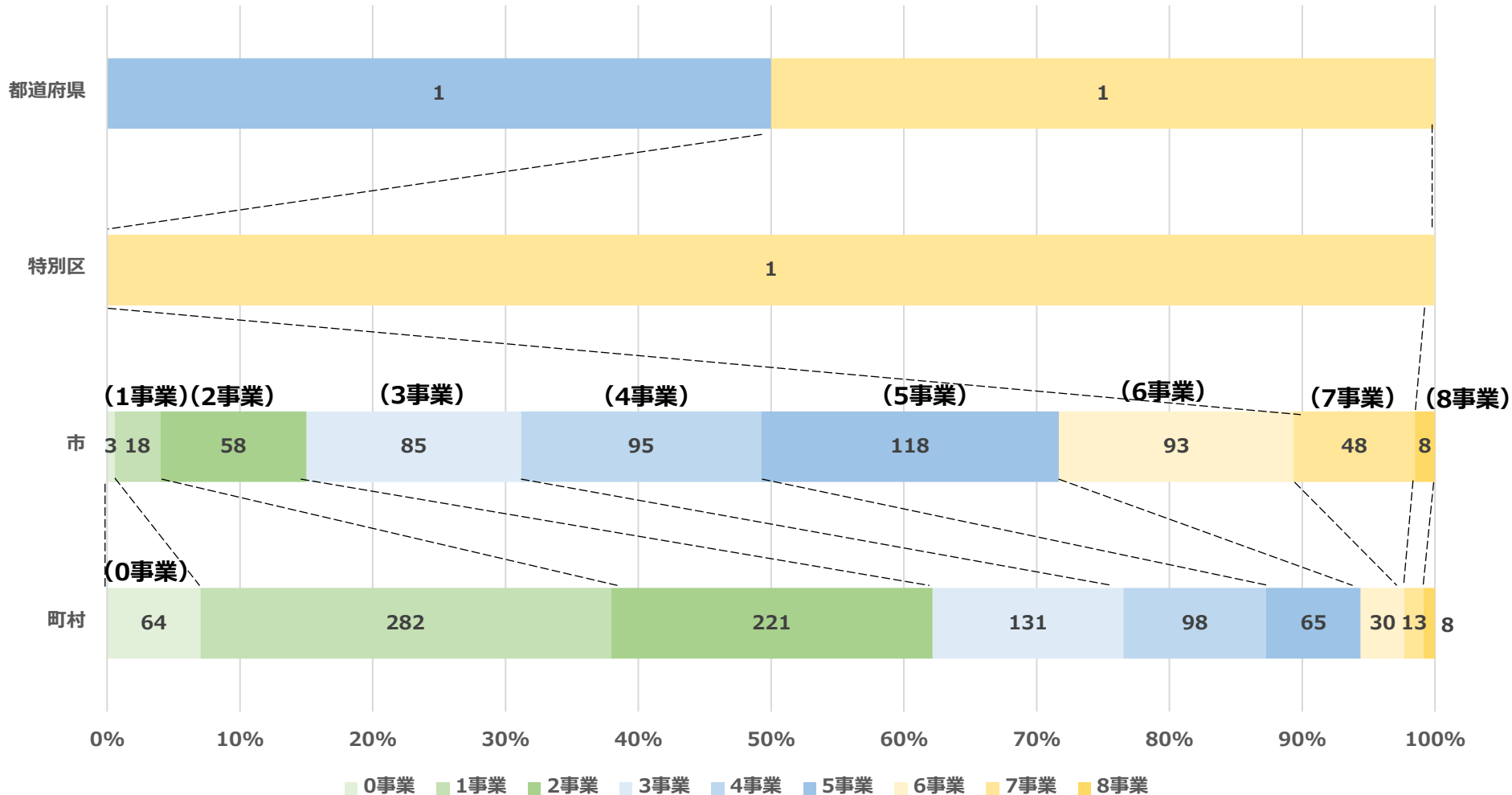


地方公共団体の男女共同参画主管課が行っている事業 (都道府県、特別区、市、町村)

○都道府県、特別区、市においては、センター未設置であっても多くの事業を行っている。
町村においては、0～2事業が半数を超える。

行政区画別の実施事業数

※ () 内は地方公共団体数



※ 「その他」として計上された事業は、集計から除く。

ガイドラインの作成に当たっての御意見

- 規模の小さい自治体では、予算も、人員も不足しており、単独で男女共同参画センターを設置することができない。
- 担当職員が別事業を兼職していることや、専門的な知識を持つ職員がいないため、対応が困難であるのが現状。
- 既設の他自治体のセンターと広域利用できるような仕組みづくりを要望したい。
- 都道府県と民間団体等が一体となって取組を行っている施設についても「男女共同参画センター」として位置付けが可能となるよう「男女共同参画センター」の要件について柔軟な対応をお願いします。
- 運営の効率化・広域化・地域連携が不可欠と思われることから、持続可能性の視点を踏まえたガイドラインの作成について要望したい。
- オンライン化、デジタル化の流れを活用する方法など、施設を持たない（持たない）自治体へのアドバイスも、盛り込んでいただきたい。